

## 鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、用瀬町農協屋外トイレ管理事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、観光客等が公衆トイレとして使用する鳥取いなば農業協同組合用瀬支店の屋外トイレを管理する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し補助することにより、観光客の利便を向上し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取いなば農業協同組合用瀬支店とする。

### (補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、360,000円を上限とする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月11日から施行し、平成17年度補助金から適用する。